

2026年度（後期）  
大学院科目等履修生及び聴講生  
募集要項



埼玉県立大学  
SAITAMA PREFECTURAL UNIVERSITY

# 2026年度（後期）

## 埼玉県立大学大学院 科目等履修生及び聴講生 募集要項

### 1 趣旨

埼玉県立大学大学院では、保健医療福祉の学際的な知識、技術を総合的に駆使できる能力を身につけた人材を育成しています。

この高い水準の教育研究の機会を広く社会に提供するため、本大学院では特定の授業科目について履修を希望する方を募集します。

科目等履修生については、科目を履修後、試験に合格した場合は、本学の単位を取得することができます。聴講生は、科目等履修生とは異なり、試験の受験及び単位の修得はできません。

### 2 募集人員

別紙「2026年度（後期）埼玉県立大学大学院 科目等履修生及び聴講生開講科目」のとおり

※開講科目は募集開始時点のものになります。開講時期及び時間を変更することがあります。

### 3 入学の時期

2026年10月

### 4 履修・聴講資格

#### (1) 科目等履修生として博士前期課程の科目を履修する場合

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学を卒業した者
- ② 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- ③ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の16年の課程を修了した者
- ⑤ 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
- ⑥ 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑦ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ⑧ 文部科学大臣の指定した者（昭和28年2月文部省告示第5号第1号～第12号、昭和30年文部省告示第39号第1号～第2号）
- ⑨ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

#### (2) 科目等履修生として博士後期課程の科目を履修する場合

- ① 修士の学位又は専門職学位を有する者
- ② 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ③ 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ④ 我が国において、外国の大学院の相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ⑤ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑥ 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者（平成元年文部省告示第118号）
- ⑦ 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- ⑧ 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の

学力があると認められた者で、24歳に達した者

(3) 聴講生として博士前期課程又は博士後期課程の科目を聴講する場合

聴講資格は設けていませんが、科目ごとに条件を設けている場合があります。

※ 履修期間を通じて在留資格を有していない外国人の方は、外国人留学生用の募集要項をご参照ください。( <https://www.spu.ac.jp/society/tabid941.html> )

5 履修対象科目

(1) 履修対象科目

別紙「2026年度(後期)埼玉県立大学大学院 科目等履修生及び聴講生開講科目」のとおり

※ 申請科目が未開講となる場合がありますので、予めご了承ください。

※ 科目によって、遠隔授業（ZOOM等を用いた授業配信等）を実施することがあります。遠隔授業の受講には通信環境（パソコン、Wi-Fi等）が必要です。（本学からの貸与制度はありません）

※ 時間割は変更となる場合があります。

(2) 授業時間

時 限	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限	7 時限
授業時間	9:00～ 10:30	10:40～ 12:10	13:00～ 14:30	14:40～ 16:10	16:20～ 17:50	18:00～ 19:30	19:40～ 21:10

6 入学検定料、入学料及び授業料

公立大学法人埼玉県立大学授業料等徴収規程（平成22年規程第52号）の定めるところにより、下記金額を徴収します。なお、同規程が改正された場合は改正後の金額によります。

(1) 入学検定料

9,800円

入学検定料は、下記指定の口座に出願者本人名義で振り込んでください。

埼玉りそな銀行 せんげん台支店 普通預金 4359321

※依頼人番号 科目等履修生：265200 聴講生：266200

振込方法は、銀行窓口・ATM・インターネットバンキングのいずれも可です。ただし、振込したことが確認できるものを必ず出願書類チェックリストの該当箇所に貼付してください。

(2) 入学料

県内居住者 21,100円

① 2025年4月1日以前から、本人が引き続き埼玉県内に住所を有する人

② 2025年4月1日以前から、本人の配偶者若しくは1親等の直系尊属が引き続き埼玉県内に住所を有する人

県外居住者 42,300円（上記以外の人）

(3) 授業料

1単位につき17,300円

（1科目が1単位とは限りません。履修する科目ごとに単位数が決まっていますので注意してください。）

(4) 振込先

埼玉りそな銀行せんげん台支店 普通口座 4359321

公立大学法人埼玉県立大学【フリガナ】ダイ）サイタマケンリツダイガク

※入学検定料、入学料及び授業料振り込みの際、振込手数料は自己負担となります。

## 7 出願書類

- (1) 入学願書（本学所定の用紙）
- (2) 志願理由書（本学所定の用紙に、本学において履修を希望する理由を 400 字程度にまとめて記載してください。）
- (3) 最終学歴校の成績（単位取得）証明書（厳封してあるもの。）
- (4) 最終学歴校の卒業（修了）証明書（厳封してあるもの。現姓が異なる場合は改姓されたことを証明できる書類（戸籍抄本等）を添付してください。）
- (5) 健康診断書（本学所定の用紙）
- (6) 写真 1 枚（出願前 3 か月以内に撮影した上半身正面・縦 4 cm×横 3 cmのもので、裏面に氏名を記入し、願書に貼付してください。）
- (7) 入学検定料振込金受取書（出願書類チェックリストに貼付してください。）
- (8) 110 円分の切手（結果通知送付用）
- (9) 連絡用宛名票（本学所定のもの・郵便番号、住所、氏名記入）
- (10) 住民票（外国人の方のみ。履修期間を通じて在留資格を有することを証明できるもの）
- (11) 出願書類チェックリスト

**注 1）** 2026 年度前期に科目等履修生又は聴講生として在籍した人が、引き続き 2026 年度後期に科目等履修生又は聴講生に出願する場合は、上記書類のうち (4) 最終学歴校の卒業証明書は不要です。

**注 2）** 上記書類の (7) 入学検定料振込金受取書について、ATM で振り込みをした場合は、「キャッシュサービスご利用明細書」を提出してください。

**注 3）** 一度受理した出願書類及び入学検定料は返還しません。

## 8 出願手続

### (1) 出願方法

出願は郵送による受付のみとします。

簡易書留とし、出願期間最終日までの消印があるものに限り受理します。

※なお、出願前に事務局教務・入試担当まで予めご相談ください。

### (2) 出願先

〒343-8540

埼玉県越谷市三野宮 820 番地

埼玉県立大学事務局教務・入試担当

TEL 048-973-4104（ダイヤルイン）

### (3) 出願期間

2026 年 7 月 1 日（水）から 7 月 31 日（金）まで

（7 月 31 日（金）までの消印有効）

## 9 選考方法

書類審査とし、必要に応じて面接を行います。

## 10 結果発表及び入学手続

### (1) 結果発表

2026 年 9 月上旬

### (2) 発表方法

郵送により応募者全員にお知らせします。電話での照会には応じません。

### (3) 入学手続

合格者には、合格通知と併せて、入学手続に必要な書類を郵送します。合格者で入学される方は、合格通知時に指定する期日までに入学手続を完了してください。

なお、指定された期日までに手続を完了しない場合は入学を許可されません。

#### (4) その他

- ① 科目等履修生には科目等履修生証を、聴講生には聴講生証を交付します。
- ② 科目等履修生として履修した科目の単位認定は、正規学生に準じて試験をもって行います。なお、本学においては、履修規程により、科目の授業時間数の3分の2以上出席していない者は、その科目の試験を受験できないものと定められています。聴講生は試験を受けることや単位を修得することはできません。
- ③ 科目等履修生及び聴講生は、情報センター（図書館）及び保健センターを利用することができます。
- ④ 科目等履修生及び聴講生は、本学の科目等履修生及び聴講生規程並びに学内諸規則に違反したときは、入学許可を取り消される場合があります。
- ⑤ 科目等履修生及び聴講生は、通学定期の学生割引は適用になりません。
- ⑥ 授業によっては、グループ討議を中心としたものがあり、欠席すると授業運営に支障をきたすことがありますので、なるべく休まず出席してください。